

アートにまつわる権利のきほん

「アートに関する権利はどんなものがあるの?」「個人制作と共同制作では違いがあるの?」「施設や事業所で制作された作品は、いつまで保管しておけばいい?」等々、アート活動に関する権利について気になることはありませんか?

著作権等の創作活動における権利や、作品を製品化する際に気を付けておきたいポイントを分かりやすくお伝えします。

令和4年8月30日(火) 14:00~15:30 (13:30 より開場)

会 場 愛媛県身体障がい者福祉センター2 階 大会議室

参 加 費 : 無料

定 員 : 50 名 ※先着順

申 込 方 法 : 別紙申込用紙に必要事項をご記入の上、郵送、FAX、メールでお申込みください。申込用紙は、愛媛県障がい者アートサポートセンターのホームページからダウンロードできます。

申 込 締 切 : 令和4年8月10日(水)

講 師 三浦 友美(みうら ともみ) 氏

弁護士(広島弁護士会、田村法律事務所)。
広島県アートサポートセンターひゆるる協力委員。
法律の専門家の立場から、障がいのある人のアート活動に関する権利や意思確認についてアドバイスしています。



主催: 愛媛県、愛媛県障がい者アートサポートセンター

お問合せ・申込先:

〒790-0843 松山市道後町2丁目12番11号(愛媛県身体障がい者福祉センター内)

愛媛県社会福祉事業団 愛媛県障がい者アートサポートセンター

TEL 089-924-2170 FAX089-923-3717

mail art-support@ehime-swc.or.jp

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、開催方法を変更する場合があります。